

<p>I 0 1 4 暫間固定</p> <p>【点数の見直し】</p>	<p>1 簡単なもの</p> <p>300点</p>	<p>200点</p>
<p>I 0 1 7 床副子</p> <p>【項目の見直し】</p>	<p>3 著しく困難なもの又は摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）</p>	<p>3 著しく困難なもの 2,000点</p> <p>4 摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）</p> <p>イ 新たに製作した場合 2,000点</p> <p>ロ 旧義歯を用いた場合 500点</p>
<p>I 0 1 7-2 床副子調整（1口腔につき）</p> <p>【項目の見直し】</p>	<p>1 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の場合</p>	<p>1 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合</p>
<p>【注の見直し】</p>	<p>注1 1については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の装着時又は装着後1月以内に、当該咬合床又は補助床の製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、1回に限り算定する。</p>	<p>注1 1については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の装着時又は装着後1月以内に製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、1回を限度として算定する。</p>
<p>I 0 1 8 歯周治療用装置</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注1 歯周病検査の結果、区分番号J 0 6 3の3</p>	<p>注1 区分番号D 0 0 2に掲げる歯周病検査（2</p>

【新設】

に掲げる歯肉切除手術、区分番号J063の4に掲げる歯肉剥離搔爬手術又は区分番号J063の5に掲げる歯周組織再生誘導手術を行った場合に算定する。

(新設)

に限る。)を実施した患者に対して算定する。

I031 フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)

- 1 う蝕多発傾向者の場合 80点
- 2 在宅等療養患者の場合 80点

注1 1については、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回を限度として算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回を限度として算定する。

2 2については、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回を限度として算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回を限度として算